

消費者教育・啓発用教材貸出要領

1 目的

この要領は、消費者被害の未然防止、消費者教育のための出前講座、講演会、研修等の充実を促進するため、県消費生活センターが保有する消費者教育、啓発用教材の貸し出しについて、必要な事項を定める。

2 貸出物品

消費生活に関する「DVD」、「パネル」、「消費者啓発活動プログラム」、タブレット型端末及びその付属品（以下「タブレット型端末等」という。）、その他（ゲーム等）とする。

3 貸出対象

消費者被害の未然防止、消費者教育等の目的で利用するもの。

ただし、タブレット型端末等については、直接貸し出すのは市町消費生活センターに限り、他の団体から貸出希望があった場合は、当センター職員が持参する。

4 貸出方法

(1) 消費者教育・啓発用教材の貸し出しを希望するもの（以下「借入者」という。）は、貸出申込書（様式）を県消費生活センターに提出するものとする。

(2) 貸出の予約については、貸出を希望する日から3か月前から受け付けるものとする。

(3) 県消費生活センターは、前項による申請が適当と認められるときは、借入者に対し消費者教育・啓発用教材を貸し出すものとする。

貸出本数は原則として、DVDは3本まで、タブレット型端末等は5機までとする。

なお、タブレット型端末等については、貸出一覧表により管理するものとする。

また、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

(4) 借入者への消費者教育・啓発用教材の貸出は、原則として次に掲げる方法により行う。

ア 借入者が県消費生活センターから直接受け取り、直接返却を行う。

イ 遞送を利用して受け取り及び返却を行う。

ウ 借入者の費用負担により業者等に運搬を依頼し、受け取り及び返却を行う。ただし、借入者が学校関係者（学校教育法第一条に規定する学校等）の場合、借入者の受け取りに要する運搬費用のみ県消費生活センターが負担する。

(5) 借入者は、消費者教育・啓発用教材を返却する際は、使用状況を記入の上、県消費生活センターへ提出するものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1か月以内とする。

ただし、県消費生活センターが認めた場合はこの限りではない。

6 貸出料金

無料とする。

7 損害賠償

(1) 借用者の故意又は過失により、消費者教育・啓発用教材を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

(2) 消費者教育・啓発用教材を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県消費生活センターは、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

8 留意事項

(1) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

(2) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を個人的に使用してはならない。

(3) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を第三者に転貸してはならない。

(4) 借用者は、消費者教育・啓発用教材の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。

(5) 県消費生活センターは、借用者が(1)～(4)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。

(6) その他この要領に定めのない事項は、借用者と県消費生活センターが協議して決定する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

なお、施行日前の借用の申し出についても、この要領を準用する。

附則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

なお、施行日前の借用の申し出についても、この要領を準用する。

附則

この要領は、平成30年1月4日から施行する。

なお、施行日前の借用の申し出についても、この要領を準用する。